

27川監公第14号

平成27年12月10日

監査の結果について（公表）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第5項及び第7項の規定により監査を行いましたので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり公表します。

川崎市監査委員 村 田 恭 輔

同 植 村 京 子

同 坂 本 茂

同 織 田 勝 久

監査の種別 財政援助団体等監査

2 監査の対象

(1) 財政援助団体

- ア 公益財団法人かわさき市民活動センター  
(所管部局 市民・こども局市民生活部市民活動推進課)

(2) 出資団体

- ア 川崎市土地開発公社  
(所管部局 財政局資産管理部資産運用課)
- イ 公益財団法人川崎市身体障害者協会  
(所管部局 健康福祉局障害保健福祉部障害福祉課)
- ウ 一般財団法人川崎市まちづくり公社  
(所管部局 まちづくり局総務部庶務課)
- エ みぞのくち新都市株式会社  
(所管部局 まちづくり局総務部庶務課)
- オ 川崎市住宅供給公社  
(所管部局 まちづくり局市街地開発部住宅整備課)

(3) 指定管理者

- ア 生田緑地運営共同事業体
- 公の施設の名称 川崎市岡本太郎美術館  
(所管部局 市民・こども局市民文化室岡本太郎美術館)
- 公の施設の名称 生田緑地  
(所管部局 建設緑政局緑政部生田緑地整備事務所)
- 公の施設の名称 川崎市立日本民家園  
(所管部局 教育委員会事務局日本民家園)
- 公の施設の名称 川崎市青少年科学館

(所管部局 教育委員会事務局青少年科学館)

イ 社会福祉法人県央福祉会

公の施設の名称 川崎市わーくす川崎

御幸日中活動センター

(所管部局 健康福祉局障害保健福祉部障害計画課)

ウ 井田重度障害者等生活施設共同事業体

公の施設の名称 井田重度障害者等生活施設

(所管部局 健康福祉局障害保健福祉部障害計画課)

エ 社会福祉法人日本点字図書館

公の施設の名称 川崎市視覚障害者情報文化センター

(所管部局 健康福祉局障害保健福祉部障害福祉課)

オ 東急リゾートサービス・石勝エクステリア共同事業体

公の施設の名称 川崎国際生田緑地ゴルフ場

(所管部局 建設緑政局緑政部みどりの企画管理課)

カ 川崎市営霊園パートナーズ

公の施設の名称 川崎市緑ヶ丘霊園

川崎市早野聖地公園

川崎市緑ヶ丘霊堂

(所管部局 建設緑政局緑政部霊園事務所)

キ 公益財団法人かわさき市民活動センター

公の施設の名称 川崎市大師こども文化センター

川崎市藤崎こども文化センター

川崎市日進町こども文化センター

川崎市田島こども文化センター

川崎市殿町こども文化センター

川崎市渡田こども文化センター

川崎市浅田こども文化センター

川崎市小田こども文化センター

川崎市旭町こども文化センター

(所管部局 川崎区役所こども支援室)

公の施設の名称 川崎市南河原こども文化センター

川崎市小倉こども文化センター

川崎市幸こども文化センター

川崎市南加瀬こども文化センター

川崎市下平間こども文化センター

川崎市北加瀬こども文化センター

(所管部局 幸区役所こども支援室)

公の施設の名称 川崎市小杉こども文化センター

川崎市玉川こども文化センター

川崎市住吉こども文化センター

川崎市新城こども文化センター

川崎市平間こども文化センター

川崎市大戸こども文化センター

川崎市新丸子こども文化センター

川崎市西加瀬こども文化センター

川崎市井田こども文化センター

川崎市宮内こども文化センター

(所管部局 中原区役所こども支援室)

公の施設の名称 川崎市上作延こども文化センター

川崎市末長こども文化センター

川崎市高津こども文化センター

川崎市子母口こども文化センター

川崎市二子こども文化センター

川崎市梶ヶ谷こども文化センター

川崎市東高津こども文化センター

(所管部局 高津区役所こども支援室)

公の施設の名称 川崎市宮崎こども文化センター

川崎市平こども文化センター

川崎市有馬こども文化センター

川崎市野川こども文化センター

川崎市宮前平こども文化センター

川崎市白幡台こども文化センター

(所管部局 宮前区役所こども支援室)

公の施設の名称 川崎市錦ヶ丘こども文化センター

川崎市菅こども文化センター

川崎市枳形こども文化センター

川崎市長尾こども文化センター

川崎市中野島こども文化センター

川崎市三田こども文化センター

川崎市南菅こども文化センター

(所管部局 多摩区役所こども支援室)

公の施設の名称 川崎市王禅寺こども文化センター

川崎市百合丘こども文化センター

川崎市東百合丘こども文化センター

川崎市白山こども文化センター

川崎市千代ヶ丘こども文化センター

川崎市虹ヶ丘こども文化センター

川崎市麻生こども文化センター

川崎市柿生こども文化センター

(所管部局 麻生区役所こども支援室)

ク 学校法人聖マリアンナ医科大学

公の施設の名称 川崎市立多摩病院

(所管部局 病院局経営企画室)

3 監査の範囲 主として平成26年度執行に係る出納その他の事務

4 監査の期間 平成27年9月1日から平成27年11月30日まで

5 監査の方法

財政援助団体は当該財政援助に係る出納その他の事務、出資団体は当該出資に係る出納その他の事務、公の施設の指定管理者は当該施設の指定管理に係る出納その他の事務が、関係法令に則り、適正かつ正確に執行されているか、また所管部局がこれらの団体に対して、効率的な運営などについて適切な指導監督等を行っているかについて、抽出により関係書類の審査を行うとともに、現地を調査し、関係者から説明を聴取した。

6 監査の結果

監査の結果、おおむね適正に執行されているものと認められたが、次のとおり改善措置を要する事項があった。これらの事項については、所管部局において対象団体に対する適切な指導監督等を行われたい。

(1) 出資団体及び所管部局について改善措置を要する事項

ア 財務諸表を適正に作成すべきもの

財務諸表をみたところ、次のような事例があった。

市は、出資団体に対し、正確な財務諸表を作成するよう指導すると

ともに、適切な確認を行われない。

(ア) 川崎市土地開発公社における事例

- a キャッシュ・フロー計算書の現金及び現金同等物について、期末残高と注記事項の金額が一致していなかった事例
- b キャッシュ・フロー計算書の作成に当たり、非現金収入の取扱いが統一されていなかった事例
- c 貸借対照表の減価償却累計額には当期減価償却額を含んでいるが、附属明細表にある有形固定資産明細表の当期減価償却額の合計額には0円と記載されていた事例

(川崎市土地開発公社)

(財政局資産管理部資産運用課)

(イ) 公益財団法人川崎市身体障害者協会における事例

- a 市が委託している重度障害者福祉タクシー事業について、総勘定元帳の誤記載により不正確な財務諸表が作成されていた事例
- b 前払金と立替金について、貸借対照表の金額と総勘定元帳の金額が一致していなかった事例
- c 財務諸表に対する注記の「補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高」について、前年度の当期末残高が当年度の前期末残高と一致していなかった事例
- d 財務諸表に対する注記の「補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高」に受託事業が記載されていた事例
- e 財産目録及び財務諸表に対する注記の「固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高」と、固定資産台帳の数量及び金額が一致していなかった事例

(公益財団法人川崎市身体障害者協会)

(健康福祉局障害保健福祉部障害福祉課)

イ 規定を改めるべきもの

川崎市土地開発公社の規定をみたところ、川崎市土地開発公社工事等指名業者選定要綱について、委員として定められている職が現存しないなど、規定の改正がされていないものがあった。

このことについては、平成21年度財政援助団体等監査においても指摘を行ったところであり、改善措置がなされたものの、再度、組織体制と規定が合わない状態が生じていることから、市は、川崎市土地開発公社に対し、規定を適切に改正されるよう指導されたい。

(川崎市土地開発公社)

(財政局資産管理部資産運用課)

ウ その他改善を要するもの

改善措置を要するもののうち軽易な事項の概要は次のとおりである。

(ア) 備品の管理を適正に行うべきもの

備品の管理につき、備品の出納を記録する帳簿が整備されていなかった事例

(川崎市土地開発公社)

(財政局資産管理部資産運用課)

(イ) 行政財産使用許可申請を適正に行うべきもの

行政財産の使用許可の手続を経ずに、建物の一部に柵を設置し物置スペースとして使用していた事例及び土地の一部を駐車スペースとして使用していた事例

(公益財団法人川崎市身体障害者協会)

(健康福祉局障害保健福祉部障害福祉課)

(2) 公の施設の指定管理者及び所管部局について改善措置を要する事項

ア 音声ガイドの料金徴収に関する定めを明確にすべきもの

川崎市岡本太郎美術館では、展示等を解説する音声ガイドを利用者に貸し出し、その際料金を徴収している。

音声ガイドの貸し出しは開館当初から行われているが、料金徴収に関する決裁資料等は残されておらず、また現時点において要綱等の定めはされていなかった。

市は、音声ガイドの料金徴収に関する定めを明確にされたい。

(市民・こども局市民文化室岡本太郎美術館)

イ 利用料金について市の承認を適切に受けるべきもの

利用料金の承認手続についてみたところ、次のような事例があった。

市は、利用料金の決定に関する事務を適正に行われたい。

(ア) 御幸日中活動センターにおいて、利用料金のうち食事の提供に要する費用について必要な手続がなされておらず、利用料金の額についての承認がされていなかった事例

(社会福祉法人県央福祉会)

(健康福祉局障害保健福祉部障害計画課)

(イ) 井田重度障害者等生活施設において、利用料金のうち食事の提供及び居住に要する費用について必要な手続がなされておらず、利用料金の額についての承認がされていなかった事例

(井田重度障害者等生活施設共同事業体)

(健康福祉局障害保健福祉部障害計画課)

(ウ) 川崎市立多摩病院（以下「多摩病院」という。）において、利用料金の承認手続が遅延したことにより、後日、日付を遡って処理していた事例

(学校法人聖マリアンナ医科大学)

(病院局経営企画室)

(エ) 多摩病院において、利用料金のうち実費として徴収している業者登録手数料について必要な手続がなされておらず、利用料金としての承認がされていなかった事例

(学校法人聖マリアンナ医科大学)

(病院局経営企画室)

ウ 収納事務を適正に行うべきもの

地方自治法第243条によると、普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがある場合を除くほか、公金の徴収若しくは収納又は支出の権限を私人に委任し、又は私人をして行わせてはならないとされている。地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条によると、普通地方公共団体の歳入については、その収入の確保及び住民の便益の増進に寄与すると認められる場合に限り、私人にその徴収又は収納の事務を委託することができるとされており、当該事務を私人に委託したときは、その旨を告示しなければならないとされている。

川崎市緑ヶ丘霊園、川崎市早野聖地公園及び川崎市緑ヶ丘霊堂（以下「川崎市営霊園」という。）における使用料等の収納事務委託についてみたところ、次のような事例があった。

市は、使用料等の収納事務を適正に行われたい。

(ア) 指定管理者が、川崎市長名義の納入通知書及び督促状を、指定管理者名が併記された封筒により送付していた事例

(川崎市営霊園パートナーズ)

(建設緑政局緑政部霊園事務所)

(イ) 指定管理者に委託している収納事務の内容に比べ、その旨の告示

の内容が広範なものになっていた事例

(建設緑政局緑政部霊園事務所)

(ウ) 手数料等の収納事務委託契約について、平成27年度の契約書に記載された引用条文が川崎市手数料条例(昭和25年条例第6号)の改正に対応していなかった事例

(建設緑政局緑政部霊園事務所)

エ 未収金管理を適切に行うべきもの

川崎市立多摩病院の管理運営に関する細目協定第8条によると、指定管理者は、日々の調定状況について調定報告書を市に提出することとされており、市は、当該報告書に基づき調定を行い、未収金を計上することとされている。

市の会計事務についてみたところ、過年度の債権について市で把握している未収金残高と指定管理者で把握している未収金残高に差が生じている事例があった。

市は、指定管理者が把握している未収金残高との差を明らかにし、未収金管理を適切に行われたい。

(学校法人聖マリアンナ医科大学)

(病院局経営企画室)

オ 指定管理業務と自主事業に係る収支を区分して報告すべきもの

川崎国際生田緑地ゴルフ場の管理及び運営に関する基本協定書第57条によると、指定管理者は施設の設置目的に合致し、かつ指定管理業務の実施を妨げない範囲において、自己の費用と責任により、自主事業を実施することができることとされている。

川崎国際生田緑地ゴルフ場では、キャディ事業等を自主事業と位置づけて実施しているが、事業報告書の収支報告書において、指定管理

業務に係る収支との区分がされていなかった。

事業報告における指定管理業務の収支に他の経費が含まれると、当該公の施設の管理運営に係る経費を正確に把握することができないので、指定管理業務と自主事業の収支を適切に区分し、報告するよう改められたい。

(東急リゾートサービス・石勝エクステリア共同事業体)

(建設緑政局緑政部みどりの企画管理課)

カ 行政財産使用料の算定を適正に行うべきもの

病院局における行政財産使用料の算定方法は、川崎市病院局行政財産使用料算定要領において定められている。

平成27年度の多摩病院の現金自動預払機(ATM)設置に係る行政財産使用料についてみたところ、その算定を誤っていた。

行政財産使用料の算定について適正に行われたい。

このことについては、平成25年度定期監査においても指摘を行ったところであり、改善措置がなされたものの、その後の工事等による取得価額の変動に合わせた修正がされていなかったことから、改めて市として改善を徹底されたい。

(病院局経営企画室)

キ 決算関係書類の提出について見直すべきもの

川崎市立多摩病院の管理運営に関する基本協定第29条では、指定管理者は、キャッシュ・フロー計算書、収益費用明細書、固定資産明細書及び企業債明細書に準じた決算関係書類を作成し、市に提出するものとされているが、提出されている書類は収益費用明細書のみであった。

学校法人会計基準では作成が義務付けられていない書類も含まれて

いることから、市は、決算関係書類の提出について見直されたい。

なお、固定資産明細書については、平成22年度財政援助団体等監査においても指摘を行ったところであり、改善措置がなされたものの、現在は提出がされていなかったことから、改めて市として改善を徹底されたい。

(学校法人聖マリアンナ医科大学)

(病院局経営企画室)

#### ク その他改善を要するもの

改善措置を要するもののうち軽易な事項の概要は次のとおりである。

##### (ア) 収納事務受託者である旨の掲示を適正に行うべきもの

川崎市岡本太郎美術館及び川崎市立日本民家園において、観覧料等に関する収納事務委託について、当年度の受託者であることを証する書類が掲示されていなかった事例

(生田緑地運営共同事業体)

(市民・こども局市民文化室岡本太郎美術館)

(教育委員会事務局日本民家園)

##### (イ) 徴収事務委託の告示を適正に行うべきもの

多摩病院における手数料及び平成23年度までに発生した使用料に関する徴収事務委託について、手数料に関する告示が漏れていた事例

(学校法人聖マリアンナ医科大学)

(病院局経営企画室)

##### (ウ) 収支報告書を適正に作成すべきもの

生田緑地等の事業収支報告書について、委託費の内訳を誤っていた事例

(生田緑地運営共同事業体)

(市民・子ども局市民文化室岡本太郎美術館)

(エ) 基本協定において定められた市納付金の額を改めるべきもの

川崎国際生田緑地ゴルフ場において、消費税及び地方消費税増税に伴い基本協定で定める市納付金額を変更した際、年度協定で変更金額を定めたが、基本協定を改めていなかった事例

(東急リゾートサービス・石勝エクステリア共同事業体)

(建設緑政局緑政部みどりの企画管理課)

(オ) 指定管理施設の備品管理を適正に行うべきもの

a 川崎市岡本太郎美術館において、既に廃棄された備品が、管理台帳に登載されていた事例

(生田緑地運営共同事業体)

(市民・子ども局市民文化室岡本太郎美術館)

b 川崎市岡本太郎美術館及び川崎市緑ヶ丘霊園において、貸与していない備品が、管理台帳に登載されていた事例

(生田緑地運営共同事業体、川崎市営霊園パートナーズ)

(市民・子ども局市民文化室岡本太郎美術館、建設緑政局緑政部霊園事務所)

c 川崎市立日本民家園において、管理台帳に登載していない備品があった事例

(生田緑地運営共同事業体)

(教育委員会事務局日本民家園)

d 川崎国際生田緑地ゴルフ場において、使用不能な備品を貸与していた事例

(建設緑政局緑政部みどりの企画管理課)

(カ) 都市公園法に基づく許可申請を行うべきもの

川崎国際生田緑地ゴルフ場において、自動販売機の設置等の際し、仕様書に定める都市公園法（昭和31年法律第79号）に基づく許可申請を行っていなかった事例

（東急リゾートサービス・石勝エクステリア共同事業体）

（建設緑政局緑政部みどりの企画管理課）

(キ) 行政財産使用許可申請を適正に行うべきもの

川崎市緑ヶ丘霊園及び川崎市早野聖地公園において、自動販売機の設置の際し、仕様書に定める行政財産使用許可申請を行っていなかった事例

（川崎市営霊園パートナーズ）

（建設緑政局緑政部霊園事務所）

(ク) 修繕等の年間限度額を定めるべきもの

川崎市営霊園において、仕様書中に協定書で定めるものとしている指定管理者が負担する施設の修繕及び備品の改修・更新に係る1年間の総額を定めていなかった事例

（川崎市営霊園パートナーズ）

（建設緑政局緑政部霊園事務所）

(ケ) 自主事業の承認を適正に行うべきもの

川崎市岡本太郎美術館及び川崎市立日本民家園における自主事業について、市が文書による決裁をしていなかった事例

（生田緑地運営共同事業体）

（市民・子ども局市民文化室岡本太郎美術館）

（教育委員会事務局日本民家園）

(コ) 要領を条例等の改正に対応させるべきもの

川崎市立日本民家園において、日本民家園主催事業実施に伴う無料開園日等に関する取扱要領にある引用条文が川崎市立日本民家園条例（昭和42年条例第19号）等の改正に対応していなかった事例

（教育委員会事務局日本民家園）

（サ）業務の位置付けを明確にすべきもの

井田重度障害者等生活施設におけるテレビ、DVDプレイヤー等の貸し出しなどの業務が、協定書、仕様書等に定められておらず、業務の位置付けが不明確であった事例

（井田重度障害者等生活施設共同事業体）

（健康福祉局障害保健福祉部障害計画課）

（シ）事業報告書等を提出期限までに提出すべきもの

- a 川崎市視覚障害者情報文化センターにおける事業報告書が、基本協定書に定める期限後に提出されていた事例

（社会福祉法人日本点字図書館）

（健康福祉局障害保健福祉部障害福祉課）

- b 川崎市こども文化センターにおける事業計画書が、基本協定書に定める期限後に提出されていた事例

（公益財団法人かわさき市民活動センター）

（川崎区役所こども支援室、幸区役所こども支援室、中原区役所こども支援室、高津区役所こども支援室、宮前区役所こども支援室、多摩区役所こども支援室、麻生区役所こども支援室）

（ス）施設等の利用に係る許可書を交付すべきもの

川崎市視覚障害者情報文化センターの施設等の利用に際し、一部の利用者に許可書を交付していなかった事例

(社会福祉法人日本点字図書館)

(健康福祉局障害保健福祉部障害福祉課)

## 参考資料

### 財政援助団体等監査の対象団体等の概要

(基本財産又は資本金は平成27年3月31日現在)

#### 1 財政援助団体

##### (1) 公益財団法人かわさき市民活動センター

###### 団体及び財政援助の概要

設立年月日	昭和57年4月8日
設立目的	川崎市における市民活動の中間支援組織として市民相互の連携を図りながら市民活動の活性化を促進するとともに、青少年の心身の健全な育成を図るため、青少年事業の推進及び地域組織への支援を行い、もって住みよい地域社会の確立に寄与することを目的とする。
財政援助の種類	補助金 1億962万円
主な補助金	公益財団法人かわさき市民活動センター補助金 9,826万円 かわさき市民公益活動助成事業補助金 1,135万円

#### 2 出資団体

##### (1) 川崎市土地開発公社

###### 団体の概要

設立年月日	昭和48年2月1日
設立目的	公共用地、公用地等の取得、管理、処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備と市民福祉の増進に寄与することを目的とする。
基本財産	2,000万円
本市の出資状況	2,000万円(100.0%)

##### (2) 公益財団法人川崎市身体障害者協会

###### 団体の概要

設立年月日	昭和59年3月30日
事業目的	川崎市内の身体障害者に対する援護と福祉に関する事業を行い、身体障害者の自立更生及び社会参加と福祉向上に寄与することを目的とする。
基本財産	1,450万円
本市の出捐状況	1,000万円(68.9%)

### (3) 一般財団法人川崎市まちづくり公社

#### 団体の概要

設立年月日	昭和28年12月24日
事業目的	川崎市における良好な都市環境の形成に関する調査・研究、都市環境に適した施設の整備等を行うことにより、活力に満ちた魅力あるまちづくりの推進を図り、もって市民生活の向上に寄与することを目的とする。
基本財産	5億円
本市の出捐状況	4億8,100万円(96.2%)

### (4) みぞのくち新都市株式会社

#### 団体の概要

設立年月日	平成7年8月29日
設立目的	次に掲げる事業を営むことを目的とする。 1 再開発ビルの管理・運営並びにこれに関する工事の調査、請負、企画、設計及びコンサルティング 2 都市再開発事業に関する調査、請負、企画、設計及びコンサルティング 3 都市開発並びに環境整備に関する調査、請負、企画及びコンサルティング 4 不動産の売買、賃貸借、仲介、斡旋及び管理 5 駐車場及び駐輪場の管理 6 企業又は個人の商業経営に関する助言、指導及び研究 7 損害保険代理業 8 生命保険の募集に関する業務 9 広告の企画及び制作並びにこれに関する代理業 10 収入印紙の売りさばき及び郵便切手、たばこ、飲料水等の販売 11 公衆電話の管理等の受託業務 12 旅行斡旋及び宅配便の取扱業務 13 前各号に掲げる業務に付帯する一切の業務
資本金	3億円
本市の出資状況	1億500万円(35.0%)

### (5) 川崎市住宅供給公社

#### 団体の概要

設立年月日	昭和44年5月1日
設立目的	住宅を必要とする勤労者に対し、住宅の積立分譲等の方法により居住環境の良好な集団住宅及びその用に供する宅地を供給し、もって住民の生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とする。
基本財産	1,000万円
本市の出資状況	1,000万円(100.0%)

### 3 指定管理者

#### (1) 生田緑地運営共同事業体

公の施設の名称 川崎市岡本太郎美術館

生田緑地

川崎市立日本民家園

川崎市青少年科学館

#### 施設の概要

##### ア 川崎市岡本太郎美術館

設置目的	川崎市ゆかりの芸術家岡本太郎を中心とした美術作品及び資料の収集、展示等を行い、市民の利用に供するとともに、市民の美術に関する創造的活動を促進し、もって市民の芸術及び文化の発展に寄与するため。
設置場所	川崎市多摩区枳形7丁目1番5号
主な事業内容	1 美術作品及び資料（以下「美術作品等」という。）の収集、保管、展示等を行うこと。 2 美術作品等に関する専門的及び技術的な調査研究を行うこと。 3 美術作品等に関する情報の提供を行うこと。 4 講演会、講習会、研究会等を開催すること。 5 博物館、図書館、学校、研究所その他の関係機関と協力し、情報の交換、美術作品等の相互貸借等を行うこと。
指定期間	平成25年4月1日から平成30年3月31日まで
指定管理料	1億676万円

##### イ 生田緑地

設置目的	公共の福祉の増進に資するため。
設置場所	川崎市多摩区枳形6、7丁目、東生田2、3、4丁目、長尾2丁目、東三田2、3丁目、宮前区初山1丁目
主な事業内容	都市公園又はその一部の区域の管理のために必要な業務
指定期間	平成25年4月1日から平成30年3月31日まで
指定管理料	1億46万円

## ウ 川崎市立日本民家園

設置目的	市民の教育、学術及び文化の発展に寄与するため。
設置場所	川崎市多摩区枅形7丁目1番1号
主な事業内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 古民家を移築し、復元し、及び保存すること。</li> <li>2 前号のほか、日本民族の伝統的生活文化に関する資料を収集し、保管し、及び展示すること。</li> <li>3 古民家その他の民家に関する資料（以下「民家園資料」という。）に関する専門的、技術的調査研究を行なうこと。</li> <li>4 講演会、講習会、研究会、展示会等を主催し、及びその開催を援助すること。</li> <li>5 郷土芸能及び特殊習俗行事の公演を行なうこと。</li> <li>6 民家園資料に関する解説書、調査研究報告書等を刊行し、及び広報活動を行なうこと。</li> <li>7 学校その他の教育機関又は諸文化施設と協力し、その活動を援助すること。</li> <li>8 他の博物館と連絡し、協力し、刊行物及び情報の交換、民家園資料の相互貸借等を行なうこと。</li> </ol>
指定期間	平成25年4月1日から平成30年3月31日まで
指定管理料	8, 131万円

## エ 川崎市青少年科学館

設置目的	社会教育法（昭和24年法律第207号）及び博物館法（昭和26年法律第285号）の精神に基づき、青少年の科学知識の普及啓発及び科学教育の振興に寄与することを目的とする。
設置場所	川崎市多摩区枅形7丁目1番2号
主な事業内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 科学に関する実物、標本、模型、文献、図表、写真等（以下「科学館資料」という。）を収集し、保管し、及び展示すること。</li> <li>2 プラネタリウム及び視聴覚器材器具による天文知識及び科学知識の普及啓発を図ること。</li> <li>3 科学に関する講習会、講演会、研究会等を開催すること。</li> <li>4 青少年を対象とする科学技術の実験等を行なうこと。</li> <li>5 科学館資料の作成及びその調査研究を行なうこと。</li> <li>6 学校その他の教育機関又は諸文化施設と協力し、その活動を援助すること。</li> <li>7 博物館その他の教育機関又は諸文化施設と連絡し、協力し、刊行物及び情報の交換、資料の相互貸借を行なうこと。</li> </ol>
指定期間	平成25年4月1日から平成30年3月31日まで
指定管理料	7, 476万円

## (2) 社会福祉法人県央福祉会

公の施設の名称 川崎市わーくす川崎

御幸日中活動センター

施設の概要

### ア 川崎市わーくす川崎

設置目的	障害者に対し知識及び能力の向上のために必要な訓練等の便宜を供与するとともに、障害者に対する就労の機会の提供等を行い、もって障害者の福祉の増進を図るため。
設置場所	川崎市川崎区堤根34番地15
主な事業内容	1 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第13項に規定する就労移行支援に関する事。 2 法第5条第14項に規定する就労継続支援に関する事。 3 法第5条第16項に規定する特定相談支援事業に関する事。 4 その他設置目的を達成するために必要な事業に関する事。
指定期間	平成26年4月1日から平成31年3月31日まで
指定管理料	0円

### イ 御幸日中活動センター

設置目的	心身障害者（その疑いのある者を含む。）に対し専門的かつ総合的なりハビリテーションを行うことにより心身障害者の福祉の増進を図るため。
設置場所	川崎市幸区紺屋町33番地1
主な事業内容	1 生活介護に関する事。 2 その他設置目的を達成するために必要な業務に関する事。
指定期間	平成23年4月1日から平成28年3月31日まで
指定管理料	7万円

## (3) 井田重度障害者等生活施設共同事業体

公の施設の名称 井田重度障害者等生活施設

施設の概要

設置目的	心身障害者（その疑いのある者を含む。）に対し専門的かつ総合的なりハビリテーションを行うことにより心身障害者の福祉の増進を図るため。
設置場所	川崎市中原区井田3丁目16番1号
主な事業内容	1 施設入所支援に関する事。 2 生活介護に関する事。 3 自立訓練に関する事。 4 短期入所に関する事。 5 精神障害者に対し、当該精神障害者が入所して生活能力の向上のために必要な訓練等を体験することを目的として一時的に居室その他の施設において家事等の日常生活能力の向上のために必要な訓練その他の生活能力の向上のために必要な便宜の供与をすること。 6 その他目的を達成するために必要な業務に関する事。
指定期間	平成25年4月1日から平成30年3月31日まで
指定管理料	1億9,011万円

(4) 社会福祉法人日本点字図書館

公の施設の名称 川崎市視覚障害者情報文化センター

施設の概要

設置目的	視覚障害者に対し情報を提供し、並びに日常生活及び社会生活を営むために必要な訓練その他の支援を行うとともに、視覚障害者のための活動の場を提供することにより、視覚障害者の自立と社会参加を促進し、もって視覚障害者の福祉の増進を図るため。
設置場所	川崎市川崎区堤根34番地15
主な事業内容	1 点字刊行物、録音物等（以下「点字刊行物等」という。）の製作、収集、閲覧及び貸出しに関する事 2 点字刊行物等の普及の促進に関する事 3 視覚障害者に対する相談、生活訓練その他の支援に関する事 4 視覚障害者の文化、学習及びレクリエーションの活動の支援に関する事 5 視覚障害者の福祉の増進を図る活動を行う者の指導及び育成に関する事 6 施設及び設備を利用に供すること 7 前各号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために必要な事業に関する事
指定期間	平成26年4月1日から平成31年3月31日まで
指定管理料	9,175万円

(5) 東急リゾートサービス・石勝エクステリア共同事業体

公の施設の名称 川崎国際生田緑地ゴルフ場

施設の概要

設置目的	公共の福祉の増進に資するため。
設置場所	川崎市多摩区枅形7丁目1番10号
主な事業内容	有料施設の利用の承認に関する業務、その他の都市公園又はその一部の区域の管理のために必要な業務
指定期間	平成25年4月1日から平成30年3月31日まで
指定管理料	0円

(6) 川崎市営霊園パートナーズ

公の施設の名称 川崎市緑ヶ丘霊園

川崎市早野聖地公園

川崎市緑ヶ丘霊堂

施設の概要

設置目的	墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）に基づき、墓地及び霊堂の管理及び埋葬等が、公衆衛生その他公共の福祉の見地から、支障なく行われることを目的とする。
設置場所	川崎市緑ヶ丘霊園 川崎市高津区下作延1,241番地 川崎市早野聖地公園 川崎市麻生区早野732番地 川崎市緑ヶ丘霊堂 川崎市高津区上作延33番地
主な事業内容	<川崎市緑ヶ丘霊園及び川崎市早野聖地公園> 墓地、埋葬等に関する法律による埋葬又は埋蔵の施設として設置した墓地の管理のために必要な業務 <川崎市緑ヶ丘霊堂> 焼骨（遺髪、その他これに類するものを含む。）の収蔵施設として設置した霊堂の管理のために必要な業務
指定期間	平成26年4月1日から平成31年3月31日まで
指定管理料	1億8,144万円

(7) 公益財団法人かわさき市民活動センター

公の施設の名称 川崎市日進町こども文化センターほか52施設

施設の概要

設置目的	児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進するとともに情操を豊かにし、もって児童の健全な育成を図るため。
設置場所	<川崎区第1グループ> 川崎市日進町こども文化センター 川崎市川崎区堤根34番地15 川崎市渡田こども文化センター 川崎市川崎区渡田1丁目15番5号 川崎市旭町こども文化センター 川崎市川崎区旭町2丁目1番5号 <川崎区第2グループ> 川崎市大師こども文化センター 川崎市川崎区大師公園1番4号 川崎市藤崎こども文化センター 川崎市川崎区藤崎4丁目17番6号 川崎市殿町こども文化センター 川崎市川崎区殿町1丁目18番13号 <川崎区第3グループ> 川崎市田島こども文化センター 川崎市川崎区田島町20番23号 川崎市浅田こども文化センター 川崎市川崎区浅田3丁目7番10号 川崎市小田こども文化センター 川崎市川崎区小田2丁目16番9号 <幸区第1グループ> 川崎市南河原こども文化センター 川崎市幸区都町74番地2 川崎市幸こども文化センター 川崎市幸区戸手本町1丁目11番地5 川崎市下平間こども文化センター 川崎市幸区下平間70番地1 <幸区第2グループ> 川崎市小倉こども文化センター 川崎市幸区小倉5丁目17番59号 川崎市南加瀬こども文化センター 川崎市幸区南加瀬2丁目19番3号 川崎市北加瀬こども文化センター 川崎市幸区北加瀬2丁目12番12号 <中原区第1グループ> 川崎市小杉こども文化センター 川崎市中原区小杉町3丁目417番地

	<p>川崎市新丸子こども文化センター 川崎市中原区新丸子691番地7  &lt;中原区第2グループ&gt;  川崎市住吉こども文化センター 川崎市中原区木月祇園町17番6号  川崎市井田こども文化センター 川崎市中原区井田杉山町16番38号  &lt;中原区第3グループ&gt;  川崎市玉川こども文化センター 川崎市中原区市ノ坪464番地2  川崎市平間こども文化センター 川崎市中原区上平間1, 323番地  川崎市西加瀬こども文化センター 川崎市中原区西加瀬10番5号  &lt;中原区第4グループ&gt;  川崎市新城こども文化センター 川崎市中原区下新城1丁目2番4号  川崎市大戸こども文化センター 川崎市中原区上小田中2丁目24番1号  川崎市宮内こども文化センター 川崎市中原区宮内3丁目4番3号  &lt;高津区第1グループ&gt;  川崎市上作延こども文化センター 川崎市高津区上作延1, 142番地4  川崎市高津こども文化センター 川崎市高津区溝口3丁目10番8号  &lt;高津区第2グループ&gt;  川崎市二子こども文化センター 川崎市高津区二子5丁目14番61号  川崎市東高津こども文化センター 川崎市高津区下野毛1丁目3番2号  &lt;高津区第3グループ&gt;  川崎市未長こども文化センター 川崎市高津区未長3丁目25番8号  川崎市子母口こども文化センター 川崎市高津区子母口983番地  川崎市梶ヶ谷こども文化センター 川崎市高津区梶ヶ谷6丁目1番地10  &lt;宮前区第1グループ&gt;  川崎市宮崎こども文化センター 川崎市宮前区宮崎1丁目7番地  川崎市有馬こども文化センター 川崎市宮前区有馬4丁目5番2号  川崎市野川こども文化センター 川崎市宮前区野川3, 182番地1  &lt;宮前区第2グループ&gt;  川崎市平こども文化センター 川崎市宮前区平2丁目13番1号  川崎市宮前平こども文化センター 川崎市宮前区宮崎6丁目2番地  川崎市白幡台こども文化センター 川崎市宮前区白幡台1丁目13番地1  &lt;多摩区第1グループ&gt;  川崎市枳形こども文化センター 川崎市多摩区枳形6丁目3番1号  川崎市長尾こども文化センター 川崎市多摩区长尾1丁目12番7号  &lt;多摩区第2グループ&gt;  川崎市錦ヶ丘こども文化センター 川崎市多摩区栗谷3丁目28番2号  川崎市三田こども文化センター 川崎市多摩区三田3丁目7番地4  &lt;多摩区第3グループ&gt;  川崎市菅こども文化センター 川崎市多摩区菅北浦3丁目11番1号  川崎市中野島こども文化センター 川崎市多摩区中野島4丁目22番7号  川崎市南菅こども文化センター 川崎市多摩区菅馬場3丁目26番1号  &lt;麻生区第1グループ&gt;  川崎市百合丘こども文化センター 川崎市麻生区百合丘1丁目11番地2  川崎市東百合丘こども文化センター 川崎市麻生区東百合丘3丁目1番10号  川崎市千代ヶ丘こども文化センター 川崎市麻生区千代ヶ丘1丁目20番地60  &lt;麻生区第2グループ&gt;  川崎市王禅寺こども文化センター 川崎市麻生区王禅寺東5丁目32番15号  川崎市虹ヶ丘こども文化センター 川崎市麻生区虹ヶ丘1丁目22番1号  川崎市柿生こども文化センター 川崎市麻生区上麻生7丁目18番32号  &lt;麻生区第3グループ&gt;  川崎市白山こども文化センター 川崎市麻生区白山4丁目2番2号  川崎市麻生こども文化センター 川崎市麻生区上麻生4丁目32番2号</p>
主な事業内容	<p>1 児童の遊びの指導に関すること。  2 施設及び設備を利用に供すること。  3 児童の健全な育成を行う地域組織の育成及び活動の支援に関すること。  4 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業</p>
指定期間	平成23年4月1日から平成28年3月31日まで

指定管理料	<川崎区第1グループ>	1億6,066万円
	<川崎区第2グループ>	1億4,766万円
	<川崎区第3グループ>	1億3,690万円
	<幸区第1グループ>	1億7,740万円
	<幸区第2グループ>	1億4,392万円
	<中原区第1グループ>	8,785万円
	<中原区第2グループ>	1億164万円
	<中原区第3グループ>	1億4,007万円
	<中原区第4グループ>	1億4,843万円
	<高津区第1グループ>	1億2,638万円
	<高津区第2グループ>	9,284万円
	<高津区第3グループ>	1億7,311万円
	<宮前区第1グループ>	1億8,083万円
	<宮前区第2グループ>	1億6,351万円
	<多摩区第1グループ>	9,623万円
	<多摩区第2グループ>	9,690万円
<多摩区第3グループ>	1億5,747万円	
<麻生区第1グループ>	1億6,276万円	
<麻生区第2グループ>	1億2,927万円	
<麻生区第3グループ>	7,944万円	

(8) 学校法人聖マリアンナ医科大学

公の施設の名称 川崎市立多摩病院

施設の概要

設置目的	市民の健康保持に必要な医療を提供するため。
設置場所	川崎市多摩区宿河原1丁目30番37号
主な事業内容	市民の健康保持に必要な医療を提供すること。
指定期間	平成18年2月1日から平成48年3月31日まで
指定管理料	3,027万円